

13) 全板委託印刷

RB'-0541

0008

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

高公
裁信
案案
(乙)

外
務
省

官及び在ビルマ連邦小田部大使に対
して全権委任状を交付することとし、
同全権委任状に天皇の承認を仰ぐこ
とをいたしたい。

極秘
国此
案件

3月22日(金) 閣議決定

(協定署名は3月29日 ランゲン
で行われる予定)

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信			
付			
属			

発 送 日
発 信
メ イ
校 査

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 第 731 号 昭 和 38 年 3 月 20 日

大 臣 主 管 条 約 局 長
政 務 次 官 参 事 官
事 務 次 官
外 務 審 議 官
官 房 長 主 任 条 約 課 長
官 房 次 長
ア ジ ア 局 長 経 済 協 力 局 長 経 済 局
参 事 官 参 事 官
南 西 ア ジ ア 課 長
経 済 部 長 政 策 課 長
調 整 課 長 ア ジ ア 課 長

受 信 者 発 信 者
内 閣 総 理 大 臣 池 田 勇 人 殿 外 務 大 臣 大 平 正 芳

送 付 先 (希 望 発 送 日)

件 名 日 本 国 と ビ ル マ 連 邦 と の 間 の 経 済 及 び 技 術 協 力 に 関 す る
協 定 に 署 名 す る 全 権 委 員 に 交 付 す べ き 全 権 委 任 状 に 関 す る
閣 議 請 議 の 件

日 本 国 と ビ ル マ 連 邦 と の 間 の 経 済 及 び 技 術 協 力 に 関 す る
協 定 に 署 名 す る 全 権 委 員 に 交 付 す べ き 全 権 委 任 状 に 関 し

別 紙 閣 議 決 定 案 に つ い て 閣 議 を 求 め る。

G A - 2 20-239 外 務 省 回 覧 番 号 条 系

RB'-0541

0009

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

日本国とビルマ連邦との間の経済及び
技術協力に関する協定に署名する全権
委員に交付すべき全権委任状に関する
説明資料

日本国とビルマ連邦との間の経済及び技
術協力に関する協定は、賠償再検討問題
に關してある一月二十五日に大平外務大臣と

公 信 案 (こ)
高 裁 案 (こ)

外 務 省

アウン・ジイサビルマ貿易工業大臣との間
で頭字署名された覚書による合意に基づ
いて引続き両国政府間で正式協定作
成のため交渉が行なわれた結果、この
ほどの案文につき合意を見るに至り、
近くラングーンにおいて署名の運びとい
へられたりで、このため飯塚外務政務次

公 信 案 (こ)
高 裁 案 (こ)

外 務 省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0541

0010

外
務
省

御
爾王

官印

官印

日本国政府のために署名調印する全権を与える。これらの文書は批准のために日本国政府提出せらるべきものとする。

ここに、日本国憲法の規定に従い、これを認証し、その証拠として親しく名を署し、璽を鈐せしめる。

昭和三十一年三月 日 において

外
務
省

日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する
協定に署名する全権委員に交付すべき全権委任状に関する
閣議決定(案)

日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定に署名
するわが国の全権委員に交付すべき全権委任状について、日本国憲法
第七条の規定に基づく天皇の認証を仰ぐこととする。

公 信 案
高 裁 案 (乙)

外 務 省

日本国天皇(御名)は、この書を見る各位に宣示する。
日本国政府は、日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関
する協定を締結するための日本国全権委員として、

外務政務次官

飯塚定輔

ビルマ連邦駐在
特命全権大使

小田部謙一

を任命し、ビルマ連邦の全権委員とともに、各別に又は共同して、
会同商議し、かつこの商議によって作成されるすべての文書に

公 信 案
高 裁 案 (乙)

外 務 省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0541

0012

条約局長

条約課長

内閣外第84号

昭和38年3月22日

外務大臣 大平 正 芳 殿

内閣総理大臣 池 田 勇

指 令

昭和38年3月20日条第731号

日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定
に署名する全権委員外務政務次官飯塚定輔外1名に交付すべ
き全権委任状につき認証を仰ぐことについて請議のとおり。

398

内 閣

回覧番号

条 条

要 3 部

発電係 10 第 08369 号

昭和38年3月23日 18時30分発

電 信 案 (分類)

暗 部 平	第 128 号 (LTF)	起案 昭和38年3月22日
大 屋	主管 条約局長	
政 務 次 官	参事官	
事 務 次 官	主任 条約課長	起案者 佐藤 電話番号 565
外務審議官		
官 房 長		

文書課長

アジア局

南西アジア課長

在 ビルマ 小田部

臨時代理
大 公 使 宛
総 領 事

大平

大臣発

電 在
報 宛

大公使宛
総領事

件 名 日・ビルマ 経済技術協力協定に因り
青木 随員に全権委任状を携行せしめるの件

佐電中617号に因り

全権委任状は全権委員青木随員に携

行せしめるから 査収あり次第回電ありなり

GB-1

外務省

回覧番号

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0541

0013

23 6

電信案(乙) 外務省

青木事務次官
事務次官
事務次官

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信	1	3	4
付			
属			

付属物添付

発送日 昭和38年3月23日

発信 1210 校 在 在

文書課長 第 68 号 公信 昭和38年3月23日

大臣	主管
政務次官	条約局長
事務次官	参事官
外務審議官	
官房長	主任 条約課長

起案者 佐藤 電話番 565

文書課長
アジア局
南西アジア課長

受信者 在ビルマ 小田部大使 外務大臣 大平正芳

発信者 (希望発信日)

件名 日ビルマ経済技術協力協定 署名のため
の全権委任状の送付に関する件

往電 1/28号に因り

日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術
協力に関する協定に署名する全権委員とし

GA 2 23 94 外務省 回覧番 4

及び貴使

ての貴使に叙政務次官に交付す
る全権委任状と別添のとおり送付す
から、受領次第その旨を折返し同電ありに
し。

付属物添付

GA-4 外務省

RB'-0541

0015

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

年 月 日		日程の概要	出張地発着	滞在日数	出張の目的
昭和三八	三二四	(目)	東京	発	
"	三二六	(火)	ブノン	着	現地事情視察のため
"	三二八	(木)	バンコク	着	同 右
"	三三〇	(土)	ラングーン	着	日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定に全権委員として署名のため
"	三三二	(日)	ラングーン	発	現地事情視察のため
"	三三三	(月)	サイゴン	着	同 右
"	三三五	(水)	香港	着	同 右
"	三三七	(金)	東京	着	

主管課長へ
 本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡
 3.29

38 2526 平 糸条
 ラングーン 3月28日1200発
 本省 28日1714着
 大平大臣 小田部大使

日ビル経済技術協力の協定に因り本随員に全権委任状を携行せしめし件

第224号

貴電第128号に関し

28日全権委任状を青木事務官より受領した。

(了)

新井(あき)

配布先

官房長 情報部長 総文 証文 糸条

理由書

日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定は、賠償再検討問題に関してさる一月二十五日大平外務大臣とアウン・ジー前ビルマ貿易工業大臣との間で頭字署名された覚書による合意に基づいて、引続き両国政府間で正式協定作成のための交渉が行なわれた結果、このほどその案文につき合意をみるに至り、近くラングーンにおいて署名する運びとなつたので、このため飯塚外務政務次官以下全権団を派遣するものである。

海外出張について

外務省

出張者の官職及び氏名

外務政務次官 飯塚定輔

出張の期間、出発及び帰国の期日

(イ) 出張の期間 十日(自三月二十八日至三月三十日は全権委員として出張)

(ロ) 出発の期日 昭和三十八年三月二十四日

(ハ) 帰国の期日 同 四月 三日

出張の目的

日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定に署名する全権委員としてビルマへ出張のついでをもつて、カンボディア、タイ、ヴィエトナムの各国及び香港における現地事情視察のため

日程の概要 別紙のとおり

旅費の出所 外務本省外国旅費

南西アジア課



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0541

0017

南西アジア課長

(印)

日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に
関する協定に署名する全権委員等任命について

外務省

外務政務次官 飯塚 定 輔

(ビルマ国駐節) 特命全権大使 小田部 謙 一

日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定に署
名する全権委員を命ずる

(在ビルマ日本国大使館 参事官) 外務事務官 根 本 博

(アジア局南西アジア課長) 同 齋 木 千九郎

(在ビルマ日本国大使館 二等書記官) 同 山 崎 操

(条約局条約課) 同 青 木 四 郎

日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定に署
名する全権委員随員を命ずる